

火災保険「ご契約内容のお知らせ」 お知らせのみかた

1 はじめに

◆この資料では、「ご契約内容のお知らせ」をご覧くださいにあたり、重要なポイントとなる「保険金額」「適用割引」「構造級別」についてご案内しております。

2 「保険金額」について

◆保険金額が保険の対象(建物・家財など)の評価額より少なすぎる(一部保険)または大きすぎる(超過保険)場合、十分に保険金が支払われなかったり、保険料のムダ払いとなったりします。

◆特に「評価基準が時価額基準である長期のご契約」では、時間の経過に従い評価額(時価額)が小さくなっていき、保険期間中途において保険金額が評価額を超えた状態(超過保険)となることがありますので、ご注意ください。

(※1)ご加入の火災保険の評価基準(再調達価額基準または時価額基準)は「ご契約内容のお知らせ」の「火災保険評価基準」をご覧ください。

再調達価額	同等の建物・家財等を新たに建築または購入するのに必要な金額(再取得費相当額)	時価額	再調達価額から、経年による劣化や使用による消耗分を差し引いた額
-------	--	-----	---------------------------------

(※2)現在における保険の対象の評価額は、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

損害発生時の評価額	〈例1〉	〈例2〉	〈例3〉
1,000万円	<p>保険金額 500万円 →過小</p>	<p>保険金額 1,000万円 →評価額どおり</p>	<p>保険金額 1,500万円 →過大</p>

火災等の事故により400万円の損害が生じた場合、お支払いする損害保険金の額は以下ようになります。

【一部保険】	【全部保険】	【超過保険】
<p>評価額に対する保険金額の割合によって、保険金が削減して支払われます(比例払^(注1))。</p> <p>〈損害保険金〉</p> $= \text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{評価額} \times 80\% \text{ (注2)}}$ $= 400 \text{万円} \times \frac{500 \text{万円}}{1,000 \text{万円} \times 80\% \text{ (注2)}}$ <p>= 250万円</p>	<p>損害の額が、そのまま保険金として支払われます(実損払)。</p> <p>〈損害保険金〉</p> <p>= 400万円</p> <p>ムダがなく、万一の場合にも安心です(ただし、時価額基準の火災保険にご加入の場合、損害の額の算定にあたり劣化・消耗分があればこれを差し引きます。)</p>	<p>損害の額をそのまま保険金としてお支払します(実損払)が、評価額を超えて保険金をお支払することはできません。</p> <p>〈損害保険金〉</p> <p>= 400万円</p> <p>評価額を超えて設定された保険金額に相当する部分の保険料は、ムダ払いとなります。</p>

(注1) 価額協定保険特約をセットされたご契約等の場合は、原則として比例払とはなりません。ただし、その場合でも補償の限度は保険金額までとなります。
(注2) 係数(80%)はご加入の火災保険の種類等により異なります。

- 地震保険でお支払いする保険金の算出方法は上記と異なります。
- 同一の保険の対象に複数の火災保険をご契約の場合は、それぞれのご契約の保険金額を合算した額が評価額どおりとなっているかをご確認ください。

3 「構造級別」について

◆「構造級別」とは、建物の構造(柱、はり、外壁等)に応じて「燃えにくさ・壊れにくさ」を表す基準であり、保険料算出の重要な要素となります。

構造級別の判定手順

(平成26年5月現在)

	構造				構造級別	
	柱・はり	床	外壁	屋根	専用住宅	専用住宅以外
主なコンクリート造建物	コンクリート	コンクリート	コンクリート れんが コンクリートブロック 石	コンクリート	A構造	特級
			上記以外の不燃材料	上記以外の不燃材料	A構造	1級
主な鉄骨造建物	耐火被覆鉄骨	耐火被覆鉄骨	不燃材料	不燃材料	A構造	1級
			不燃材料 準不燃材料 不燃材料または準不燃材料で被覆されたもの	1時間準耐火建築物	A構造	1級
	鉄骨	鉄骨	コンクリート れんが コンクリートブロック 石	{ 建築材料を問わない }	B構造	2級
			上記以外の不燃材料、準不燃材料、 不燃材料で被覆されたもの	{ 建築材料を問わない }	B構造	2級
※耐火被覆鉄骨および 耐火建築物、1時間準耐火 建築物および45分準耐火 建築物を除く	{ 建築材料を問わない }	木板 プラスチック板 布	{ 建築材料を問わない }	D構造	4級	
		上記以外	※小屋組は鉄骨	C構造	3級	
主な木造建物	防火被覆木骨	防火被覆鉄骨 防火被覆木骨	不燃材料 準不燃材料 不燃材料または準不燃材料で被覆されたもの	1時間準耐火建築物	A構造	1級
			同上	45分準耐火建築物	B構造	2級
	木骨	{ 建築材料を問わない }	コンクリート れんが コンクリートブロック 石	{ 建築材料を問わない }	B構造	2級
※防火被覆木骨および ツーバイフォー等の枠組 組工法を含む ※耐火建築物、1時間準耐火 建築物および45分準耐火 建築物を除く	{ 建築材料を問わない }	上記以外の不燃材料、準不燃材料、 不燃材料で被覆されたもの	{ 建築材料を問わない }	C構造	3級	
その他上記以外	土蔵造建物				B構造	2級
	建築確認申請書等で「耐火建築物」または「1時間準耐火建築物」であることが確認できるもの				A構造	1級
	建築確認申請書等で「準耐火建築物」であることが確認できるもの(1時間準耐火建築物を除く)				B構造	2級
	その他(上記以外のもの) <例>柱・はり:木骨 外壁:木板張				D構造	4級

(※1) 保険の種類が家庭安心総合保険の場合、「ご契約内容のお知らせ」に構造級別を表示していません。

(※2) 上記の手順に合致しないケースもございます。その場合、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

【用語のご説明】

耐火被覆	耐火力をもった不燃材料により覆うことをいいます。	1時間準耐火	通常の火災時に1時間以上耐える性能を有するものをいいます。
防火被覆	不燃材料または準不燃材料により覆うことをいいます。	45分準耐火	通常の火災時に45分以上耐える性能を有するものをいいます。

【主な建築材料】

コンクリート	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 軽量気泡コンクリート造(ALC造)、 押出成形セメント板等で造られたものをいいます。	不燃材料	モルタル、しっくい等の不燃性の建築材料をいいます。
		準不燃材料	木毛セメント板、木片セメント板等の不燃材料に 準ずる防火性能を有する建築材料をいいます。

◆下表に記載の各割引について、適用条件をすべて満たした場合にはその割引を適用することができます。
割引の適用には所定の確認資料のご提出が必要となるものがありますので、下表「ご提出いただく確認資料」をご覧ください。

○:適用可能な保険の種類 ●:適用可能な保険の種類(ただし保険の対象が家財のみの場合は割引適用できません。) ー:適用できない保険の種類

(平成26年5月現在)

主な保険の種類								適用条件(割引の適用には以下の(A)～(D)に記載された条件をすべて満たすことが必要です。)					
家庭安心総合保険	住宅総合保険	住宅火災保険	団地保険	長期総合保険	店舗総合保険	普通火災保険(一般)	地震保険	主な割引の名称	「ご契約内容のお知らせ」でご確認ください。			(D) 左記(A)～(C)以外の条件	ご提出いただく確認資料 詳細につきましては、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。
									(A) 保険期間の始期日	(B) 保険期間	(C) 構造級別など(注1) 「ご契約内容のお知らせ」でご確認いただける条件 〔特約がセットされている場合、「ご契約内容のお知らせ」の<主な特約等>に表示しております。〕		
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○	① 地震保険・建築年割引	平成13年10月1日以降 (地震保険の保険期間の始期日)	ー	ー	・昭和56年6月以降に新築された建物	・左記(D)が確認できる資料(例:建築確認書や建物登記簿謄本の写等の公的機関等が発行する書類)
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○	② 地震保険・耐震等級割引	平成13年10月1日以降 (地震保険の保険期間の始期日)	ー	ー	・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」等に定められた耐震等級を有する建物	・左記(D)が確認できる資料(例:建設住宅性能評価書の写、長期優良住宅の認定書類(認定通知書等) ^(注4) の写、フラット35Sの適合証明書の写 ^(注5))
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○	③ 地震保険・免震建築物割引	平成19年10月1日以降 (地震保険の保険期間の始期日)	ー	ー	・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める免震建築物	・左記(D)が確認できる資料(例:耐震基準適合証明書の写)
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	○	④ 地震保険・耐震診断割引	平成19年10月1日以降 (地震保険の保険期間の始期日)	ー	ー	・昭和56年6月1日に施行された建築基準法における耐震基準を満たす建物(建築年月は問いません)	・左記(D)が確認できる資料(例:耐震基準適合証明書の写)
○	○	○	ー	○	○	○	ー	⑤ 省令準耐火構造料率	平成16年8月1日以降 平成21年12月31日以前	ー	C構造または3級	次のすべてを満たしている建物 ・昭和57年5月以降建築の建物 ・(旧)住宅金融公庫法に定める準耐火構造の建物	・「省令準耐火構造」建物申告書 ・左記(D)が確認できる資料 (例:設計仕様書・パンフレットの写、施工者やハウスメーカー等の証明書)
●	○	○	ー	○	ー	ー	ー	⑥ 住宅用防災機器割引 ^(注2)	平成19年4月1日以降 平成21年12月31日以前	ー	A～D構造	・住宅用火災警報器など消防法施行令に定める住宅用防災機器等を設置している建物	・「住宅用防災機器」設置建物確認書 ・左記(D)が確認できる資料(例:建設住宅性能評価書の写、機器・設備の保証書・取扱説明書の写)
ー	○	ー	ー	ー	○	ー	ー	⑦ 総合・価協割引 ^(注2)	平成15年6月1日以降 平成21年12月31日以前	36年以下	価額協定保険(価協)特約および長期一括払特約 ^(注3) がセットされていること	ー	ー
ー	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	⑧ A構造住宅割引	平成14年8月1日以降 平成21年12月31日以前	5年以下	次のすべてを満たしていること ・A構造 ・長期一括払特約 ^(注3) がセットされていること	ー	ー
ー	○	○	ー	ー	ー	ー	ー	⑨ 住宅物件空地割引 ^(注2)	平成14年8月1日以降 平成21年12月31日以前	5年以下	次のすべてを満たしていること ・B～D構造 ・長期一括払特約 ^(注3) がセットされていること	・四周に、下表の距離以上の空地がある建物(屋上建物・長屋造建物・共同住宅を除く)	ー
ー	○	○	ー	ー	○	○	ー	⑩ ツーバイフォー割引(工法割引) ^(注2)	平成14年8月1日以降 平成21年12月31日以前	5年以下	次のすべてを満たしていること ・C構造または3級 ・長期一括払特約 ^(注3) がセットされていること	・2×4工法による建物	ー
ー	○	ー	○	ー	○	ー	ー	⑪ 価協・地震・長期一括割引 ^(注2)	平成15年6月1日以降 平成21年12月31日以前	36年以下	価額協定保険(価協)特約、地震保険および長期一括払特約 ^(注3) がセットされていること	ー	ー
●	ー	ー	ー	○	○	○	ー	⑫ 空地割引 ^(注2)	平成21年12月31日以前	ー	2～4級	・四周に、下表の距離以上の空地がある建物(屋上建物、3級または4級の長屋造建物・共同住宅を除く)	ー
●	ー	ー	ー	○	○	○	ー	⑬ 消火設備割引	ー	ー	特級または1～4級	次のすべてを満たしている建物 ・昼夜を問わず一定の常駐者がいること ・所定の消火設備(屋内消火栓、スプリンクラー設備等)が設置されていること (住宅用防災機器、消火器等はこの割引の対象とはなりません)	・消火設備の設置状況等を所定の資料で確認させていただきます。 (消火設備の種類によっては資料のご提出が必要です。)

(注1) 保険の種類が家庭安心総合保険の場合、「ご契約内容のお知らせ」に構造級別を表示していません。この資料の2ページの「3[構造級別]について」に記載している構造級別の判定基準をあわせてご参照ください。

(注2) 平成23年1月1日以降に保険期間の途中で割引の適用条件を満たした場合でも、これらの割引を適用することはできません。

(注3) 「ご契約内容のお知らせ」の「払込方法」に「一時払」と表示しています。

(注4) 地震保険の保険期間の始期日が平成23年7月1日以降の契約よりご使用いただけます。

(注5) 地震保険の保険期間の始期日が平成26年7月1日以降の契約よりご使用いただけます。

※1 複数の割引の適用条件を満たす場合でも、 については、いずれか1つのみ適用できます。
また、 のうち複数の割引が適用可能な場合には、それぞれの割引率を合算して10%が限度です。

※2 上表に記載のない保険の種類割引については、「ご契約内容のお知らせ」の宛名面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

※3 割引は将来において内容の変更や廃止等の見直しを行うことがあります。
これに伴い、保険期間中においてお申出をいただいた場合でも、割引の適用ができなくなる場合がありますので、ご了承ください。